

四国植物防疫研究協議会規約

第1条 本会は四国植物防疫研究協議会という。

第2条 本会の事務所を農林省四国農業試験場内

におく。

第3条 本会は会員相互の病害虫に関する知識および防除施策の交流を図り、農業の向上発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

1 試験研究の発表および講習会の開催(公開)

2 防除方針の検討

3 機関誌などの発行

4 その他目的達成のために必要な事項

第5条 会員は通常会員および特別会員とする。

通常会員は四国地域の植物防疫行政あるいは研究業務に關係するもの。

特別会員は四国地域の植物防疫資材の製造販売などに關係するものまたは団体とする。

第6条 本会に役員として会長1名、副会長2名、評議員若干名、会計監査2名、幹事および編集委員若干名をおく。

会長は四国農業試験場長を推戴する。

役員は毎年総会において選出する。その選出方法は総会においてこれを決定する。

第7条 会長は本会を代表し、副会長は会長を補佐する。

評議員は、本会の企画運営に参画する。

第8条 会計監査は会計を監査する。

第9条 幹事は本会の会務を処理する。

編集委員は機関誌その他本会出版物の編集にあたる。

第10条 本会に顧問をおくことができる。顧問は会長が委嘱する。

第11条 本会の運営その他必要な事項については総会において定める。

第12条 総会は毎年1回開く。ただし必要に応じて臨時に総会を開くことができる。

第13条 総会の議決は出席者の過半数の同意による。ただし規約の改正については出席者の三分の二以上の同意を得なければならない。

第14条 本会の経費は会費ならびに寄付金によつて賄うものとする。

通常会員は年間400円、特別会員は10,000円、

ただし卸売關係または団体は5,000円とする。

第15条 本会の会計年度は毎年10月にはじまり翌年9月末日に終る。

附 則 本規約は昭和42年10月1日から実施する。

四国植物防疫研究協議会役員（昭和43年度）

役員	会長	農林省四国農業試験場長 安孫子孝一
	副会長	木谷清美、河野達郎
	評議員	[徳島県] 加藤政一、佐々木成則 [香川県] 木谷安雄、尾崎幸三郎、松沢寛 [愛媛県] 藤岡万平、松本益美、大森尚典 [高知県] 宮脇雪夫
		(製造販売業者) 共立農機株式会社四国出張所、兼商株式会社四国兼商販売株式会社 東亜農業株式会社大阪支店
会計監査		上原等、日本特殊農業製造株式会社
幹事	[庶務]	大竹昭郎 [会計] 木曾皓
編集委員	[委員長]	河野達郎 [委員] 木谷清美、大畠貫一、大竹昭郎

昭和43年3月15日 印刷

昭和43年3月20日 発行

発行所 四国植物防疫研究協議会
香川県善通寺市仙遊町 農林省四国農業試験場内

発行者 木谷清美
香川県善通寺市仙遊町 農林省四国農業試験場

印刷所 株式会社 美巧社
高松市多賀町1丁目13の2
TEL 高松 ⑧6251～2